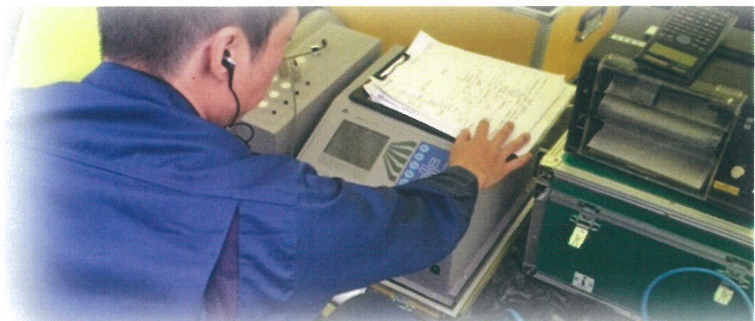


地下タンク漏洩検査

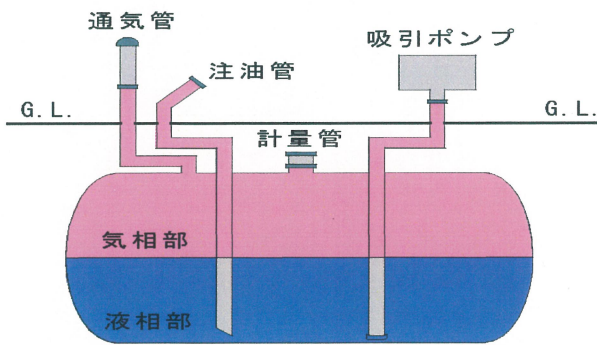
地下タンク・地下埋設配管の漏れを点検し
不測の事態を未然に防ぎます



1. 地下貯蔵タンク・地下埋設配管の危険物に接する全ての部分について漏れの点検が必要です。

<点検対象部分>

- a) 地下埋設タンク 地下タンクの最高液面より下部
※気相部、液相部
- b) 二重殻タンクのFRP製の外殻 ※内殻は免除
- c) 地下埋設配管 通常の使用形態により危険物と接する部分（注入管や送油管等のうち地下貯蔵タンクに存する部分を除く）



※吸引ポンプ以降の二次配管検査が必要な場合、別途費用がかかります。

<現場での漏れ点検状況>



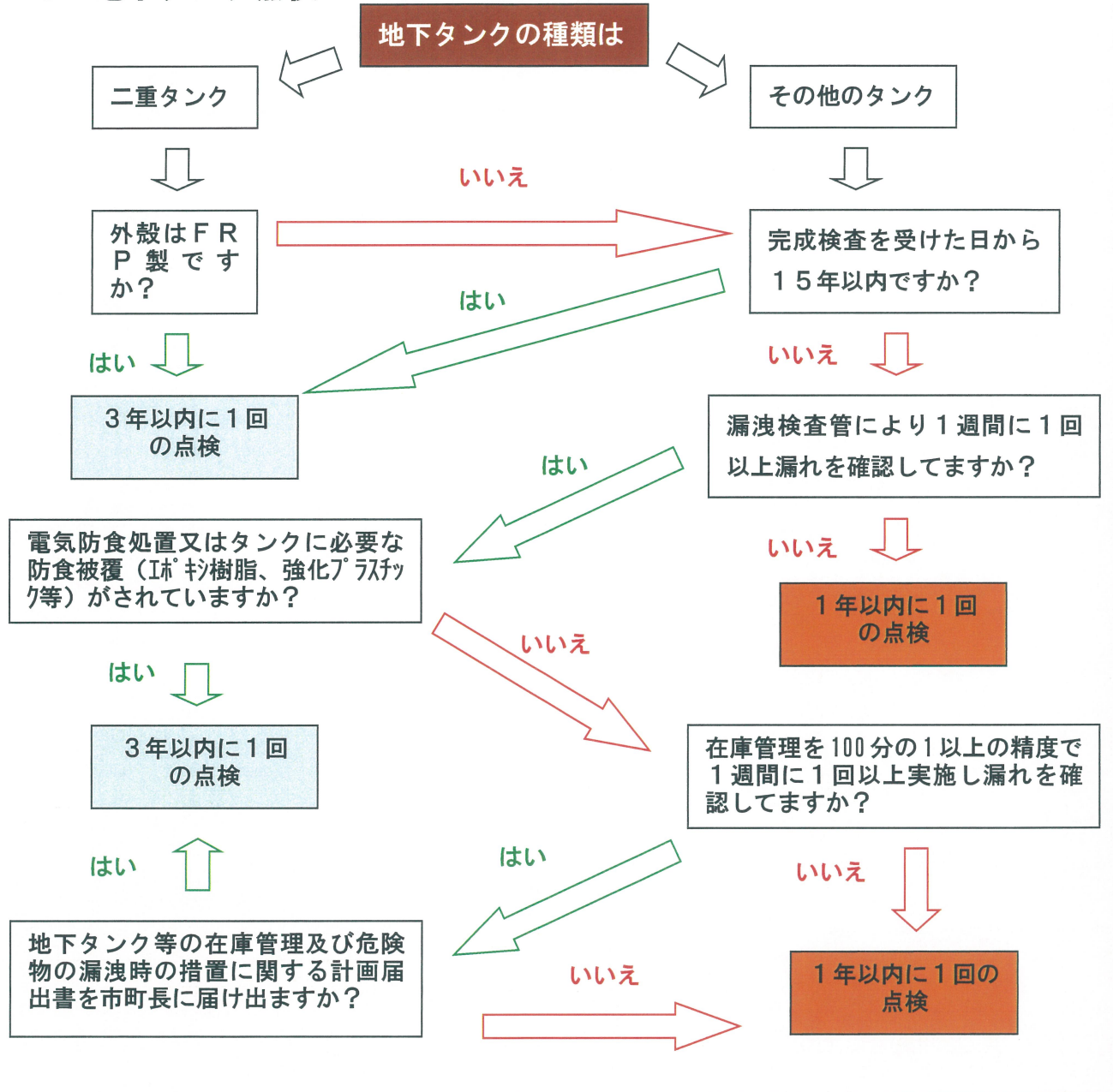
2. 地下貯蔵タンク等定期点検制度のしくみ

1) 点検の実施責任者	施設の所有者、管理者又は占有者
2) 点検が必要な施設	指定数量以上の危険物を貯蔵する地下タンクを所有している施設
3) 実施時期	原則として1年に1回以上の実施。 ※裏面チャート図参照 (構造、形態、設置年数等により実施時期が異なります)
4) 点検の実施者	危険物取扱者、危険物施設保安員、危険物取扱者の立会いを受けた者、点検の方法に関する知識及び技能を有する者
5) 点検方法	ガス加圧法、液体加圧法、微加圧法、微減圧法など ※弊社 微減圧法により漏れの測定を行います
6) 点検記録の記載事項	点検をした施設名称、点検方法及び結果、点検年月日、点検を行った危険物取扱者等の氏名を記載した記録。
7) 点検記録の保存期間	点検記録は3年間の保存が義務付。
8) 罰則	定期点検を実施しない場合→30万円以下の罰金又は拘留 点検記録を作成せず虚偽の点検記録を作成し又は点検記録を保存しなかった場合→許可の取消し又は使用停止命令となる場合があります。

地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」(平成16年3月18日付、消防危第33号消防庁危険物保安室長通知)により示されております。

定期点検の周期チャート図

1. 地下タンク点検



地下タンク等の検査については、お気軽にお問い合わせください

地下タンク等定期点検
事業者認定番号 地(1)第 01099 号

<許可登録>

計量証明事業登録（濃度）
貯水槽清掃業登録
水道法 34 条の 2 第 2 項
水道法 20 条第 3 項登録
浄化槽保守点検業登録

北海道知事第 638 号
北海道 17 貯第 7 号
厚生労働省 132 号
厚生労働省第 133 号
北海道知事登録浄保 60 第 2 号

株式会社 環境科学研究所

〒041-0824 函館市西桔梗町 2 8 番地の 1
電話 0138-48-6211 ファックス 0138-48-6210
HP: <http://www.leskk.co.jp/>
Eメール: info@leskk.co.jp

担当 山崎、葛岡 まで